

附属機関等の会議録

会議の名称		令和 3 年度第 2 回田川市都市計画審議会
開催日時		令和 4 年 3 月 7 日(月) 1 3 時 3 0 分から
開催場所		田川市民会館 講堂
出席者	委員	依田会長、阪井委員、鶴田委員、星野委員、原田委員、北山委員、石松委員、清委員、堀之内委員（代理）、浦野委員、山本委員、
	臨時委員	
	事務局 (都市計画課)	淵課長、山本係長、原口主事、宮内主事
議事内容		<p>議案第 1 号：田川市都市計画マスタープランの中間見直し について ⇒ 修正案の報告</p> <p><質疑応答・委員からの意見></p> <p>委員：居住誘導区域を都市計画マスタープランの中に盛り込む というのだが、市街化区域と居住誘導区域との整合は どうなっているのか。</p> <p>事務局：田川市は全域が非線引き都市計画区域であり、市街化区 域・市街化調整区域の設定はない。用途地域を設定して いる。</p> <p>委員：用途地域と居住誘導区域の境界が一致していないと、法 的な規制と立地適正化計画における誘導区域の目的との 不適合が生じる場所が出てくるのではないかと。</p> <p>事務局：本市は昭和 6 0 年に用途地域を設定しており、その後 に大幅な見直しを行っていない。よって、今後は全体的な</p>

	<p>見直しが必要だと考えている。その際には、用途地域と立地適正化計画で示す誘導区域の整合を、更に高める予定である。</p> <p>委員：福岡県の示す上位計画の筑豊広域都市計画区域マスタープランでの田川市の位置づけに、詳細な説明がないが、深く触れる必要はないのか。</p> <p>事務局：福岡県の示す区域マスタープランの内容についての記載は特に必要ないが、区域マスタープランの変更時に必要であった、都市施設の名称変更の都市計画決定は済んでいる。筑豊都市圏における位置づけについて、田川市の求めるものと福岡県の考えの見解が異なる部分もある。それについては、随時、福岡県と協議し田川市の求める位置づけを区域マスタープランでも示してもらえるように働きかけている状況である。</p> <p>委員：空き家対策も広義では、都市計画に入ると考えるが、安全安心なまちづくりという項目に含めるのか、あるいは別途、空き家対策を示すのか。</p> <p>事務局：田川市では空き家対策は、建築住宅課が所管している。今後の庁内協議の中で、建築住宅課と調整しつつ、都市計画マスタープランにおける空き家対策の表現を考えたい。</p> <p>委員：承知した</p>
問合せ先	建設経済部 都市計画課 都市整備係
その他の事項	

